

(別添3)

訪問介護事業所における同一建物減算（12%減算） Q&A一覧

【同一建物減算 別表】

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②及び④に該当する場合を除く。)
②15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④12%減算	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数(利用実人員)のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

問1 従来からある、上記「同一建物減算 別表」での「①10%減算」と「②15%減算」の利用者の人数の計算について確認したい。

答1 「①10%減算」と「②15%減算」の利用者の人数の計算については、訪問介護の利用者と、予防給付型訪問サービスの利用者それぞれで計算します。下記の例をご確認ください。

【例】A事業所では、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者が58人いる。

その58人の内訳及び減算率は、

- ・訪問介護の利用者：48人 ⇒ 「①10%減算」が適用
- ・予防給付型訪問サービスの利用者：10人 ⇒ 「①10%減算」が適用

問2 「利用実人員」とは、例えば、1日2回の週5日で訪問介護サービスを提供している利用者A氏の場合、A氏はその月の利用実人員としては、何人になるのか？

答2 1人です。

問3 令和6年度介護報酬改定により、上記「同一建物減算 別表」での「①10%減算」と「②15%減算」については、指定権者(北九州市)に対し届出が必要となったが、その届出を提出し忘れていたことに今回気付いた。どうしたらよいか。

答3 まずは至急お電話にて、北九州市介護保険課までその旨をご報告ください。そのうえで至急加算変更届出をご提出いただきます(詳細は電話にて説明いたします)。

(別添3)

問4 判定期間途中での新規、休止、再開、廃止の事業所も対象として作業しなければならないのか。

答4 判定期間途中での新規、休止、再開、廃止の事業所も対象となります。例えば、令和7年度前期の判定期間は、令和7年3月1日から令和7年8月31日ですが、令和7年6月1日付新規指定の訪問介護事業所で、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者がある場合、別紙6の計算書類において、令和7年6月1日から令和7年8月31日までの期間で計算を行い、必要な手続きを行ってください。

問5 フローチャートは、全ての訪問介護事業所が作成し5年間保存しなければならないのか。

答5 はい、全ての訪問介護事業所が作成し、事業所で5年間保存してください。運営指導等で確認させていただく場合もあります。

問6 国の通知では、書類の保存期間は2年間となっているが、なぜ各書類の保存期間が5年間なのか。

答6 北九州市の独自基準として、「介護報酬請求に関連する記録の保存期間は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。」と義務付けています（参考：「北九州市 集団指導資料」）。12%減算に係る書類等は、介護報酬請求に関連する記録にあたりますので、5年間の保存が必要です。

問7 前回（令和6年度後期）の判定が「該当」、今回も「該当」の場合、提出は必要か。

答7 提出は必要です。

問8 前回（令和6年度後期）の判定が「非該当」、今回も「非該当」の場合、提出は必要か。

答8 提出は不要です。ただし、90%以上である場合の正当な理由により非該当になる場合は提出が必要です。

問9 前回（令和6年度後期）の届出を提出し忘れていたことに今回気付いた。どうしたらよいか。

答9 今回提出してください。

(別添3)

※以下に記載しているQ & A一覧は、国の「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（vol. 1）（令和6年3月15日）」より、訪問介護の12%減算に関するものを抜粋しています。

【訪問介護】

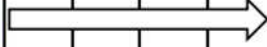
○ 同一建物減算について①適用期間について

問9 同一建物減算についての新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは、令和5年度後期（令和5年9月から令和6年2月末まで）の実績で判断するのではなく、令和6年度前期（令和6年4月から9月末まで）の実績で判断するということによいか。

（答）

- ・ 貴見のとおりである、令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年11月1日から令和7年3月31日までとなる。この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて適用の有無の届出が必要となる。
- ・ また、令和6年度後期（10月から令和7年2月末）に90%を超えた事業所については、減算適用期間は令和7年度の4月1日から9月30日までとなる。
- ・ なお、令和7年度以降は判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとし、判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

（令和6年度の取扱い）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和7年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出提出	減算適用					
後期							判定期間					届出提出	

（令和7年度以降の取扱い）

令和7年度	令和6年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和8年度 4月～9月末
前期	判定期間						届出提出	減算適用						
後期							判定期間						届出提出	

(別添3)

○ 同一建物減算について②減算の適用範囲

問 10 今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が 90%以上である場合に減算適用することとされたが、90%以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。

(答)

同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となる。

○ 同一建物減算について③正当な理由の範囲

問 11 ケアマネジャーからの紹介があった時点で、既に同一敷地内建物等に居住する利用者であることが多く、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が 90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよいか。

(答)

訪問介護事業所は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 36 条の 2 において、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならないこととされており、単にケアマネジャーから地域の要介護者の紹介がないことを理由として、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が 90%以上となった場合は、正当な理由には該当しない。

(別添3)

○ 同一建物減算について④正当な理由の範囲

問 12 通常の事業の実施地域内に同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者が少数である場合について、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよい。

(答)

正当な理由とみなして差し支えない。ただし、訪問介護事業所は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第36条の2において、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならないこととされており、お問い合わせのケースについては、通常の事業の実施地域の範囲が適正かどうかも含め、同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者へも指定訪問介護の提供を行うよう努めているかどうか確認を行うこと。

○ 同一建物減算について⑤正当な理由の範囲

問 13 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、正当な理由に該当すると考えてよい。

(答)

正当な理由には該当しない。